

## 討 論

**水羽信男：**

各書評に即してのリプライだったわけですが、まずこの点に限定して、千葉さん、金子さん、あるいは布川さんから、曾田先生の発言の意図について、理解を深めておきたい点があれば、それを出していただき、議論に入ってゆこうと考えています。

**金子 肇：**

確認ですが、今のお答えの中で私の4頁の(4)「対人立法への旋回」という問題についてはどう思われますか。先生が言われる「憲政の成熟への追求者としての視点」という点から評価することができるだろうかと感じたのですが。

**曾田三郎：**

前著を意識しながら、有賀と副島という2人の法学者の個性というものを、二つの本を通して仕事の中に位置づけた表現としてどのように整理したがよいのか。それが金子さんのまとめくれたところだと思います。1頁の下のところと、当初は大総統権限をできるだけ強化しておくべきだといったことと、整合性があるのかということですね。これを憲政論だけで分析をしていいのか、それとも犬養についていった、そういう行動上の必要性からいろんな言論を提起していったと考えるのか、後者のようであれば、あまり1頁の下のようなまとめはそぐわないかもしれません。とりあえず学者の言動を見つづけてみたとき、そのような位置づけができるかなと、そういう整理を試してみたということです。

**金子 肇：**

私のレジュメの最後のところなのですが、新国会の制憲事業の内容はともかくとして、私の報告の最後で述べたように日本のメディアや学者もそれなりにバイアスがかかった観察をしている、実は見ているのだけど無視しているとか、見えないふりをしているとかということもあったのではないかと、そういうことも想定しながら日本側の言説を読む必要があるのではないかと、ということを感じたわけです。実際に史料を読みながら、何か気が付かれたことはありますでしょうか。

**曾田三郎：**

そこまでの史料への向きあい方を、きちんとしてはやっていないですね。とりあえず量をこなすというのか、それで精いっぱいというような状態で、いま言われたようなことについての、史料への向きあい方というのはやっていない。

**水羽信男：**

笹川さん。

**笹川裕史：**

ちょっといま議論になっている臨時約法の起草過程の問題なんですけど、ここで宋教仁との関係に即してお答えになったわけですけど、気になるのはよりスポットライトが当たっている寺尾・副島の関与のありようの方なんです。ここの第1章を読んでいて面白いんだけどもかゆ

いところに手が届かないという感覚を受けました。要するに彼らの元から持っていた憲法観、それから後の日本で発表した言論からこういうような関与の仕方をしたんだらうなという推測はあるのだけでも、実際にどこをどういじくってそれが中国の当時の政局の中でどうなっていたのかという、そこがちょっと浮かび上がってこないという印象をもちました。そして、それとの関わりで、聞いてみたいのは、ここででてくる外国人に与えられた法制顧問という地位ですね。彼らにどれくらいの権限が与えられていたのだらうということなんです。そのあたりのことで、もし分かるようなことがあれば教えていただきたい。

**曾田三郎：**

参議院の方で提案をした臨時約法の原案に相当するもの、これをもとにした審議の過程は本の中でも述べています。参議院の議事録として残されているのです。ただそれもそんなに詳しいものではなくて、発行元もよくわからない薄いものです。だけれども、そういう一次的な史料によって、参議院が作った草案がどのように審議されたのか、一応洗うことができます。その過程の中で法制院から出された案というのは、そちらには権限がないのだから、これは返しますということで返却されたということも出てきます。いま笹川さんが言われたことを真正面から論証しようとするならば、法制院の中において臨時組織法案がどのように作られたのかを調べる必要がある。たぶんそれが最初に出たのは『民立報』だと思いますけれども、その法制院で作った案の審議過程と、そこにおける日本人法制顧問の役割がわかるものがないと、笹川さんの希望に応えることができないのです。私はこの本を書くなかで、参議院のものは見つけたのですけれども、それは全然わからなかった。

**笹川裕史：**

顧問として清末から民初にかけてたくさんの方が送られてきていますよね。彼らの位置づけについてですが、一般に顧問といえば、普通アドバイザーと呼ばれて権限はないけれども助言を行うというのが我々の共通したイメージですけども、もしかしてそうではないという面も実態としてあったんじゃないか。そのあたりのことが分かれば面白いんじゃないかなあと私は思いました。

**曾田三郎：**

笹川さんが言われたように、彼らが主には日本に帰ってきてから、自分たちはどういう事をしたのだということを、私は読んでいるのですね。あるいは大げさに言っているのかもしれない。しかし今のような史料状況においては、彼らがどのような関わりを持ったのかということは、そこからしか知りようがない。だから何か意味があるとするならば、例えば中国の近代史の学者はそのような材料は使いにくい。もちろん使おうと思えば使えるでしょうけれども、入手をして読みこなすのはたいへんだと思う。だからその限りにおいては、日本においてこのような研究をすることの一つの意味を、そういうところに表すことができるのではと思っています。

**笹川裕史：**

ありがとうございます。

**水羽信男：**

残された時間でどう議論を進めるべきか、司会として悩むところなんですけれども、お一人お一人の議論に丁寧に対応していくと、時間の関係であまり発言もできなくなるかと思うので、それぞれのお立場から問題を提起していただいて、何人かまとまったところで、関係する方からご回答いただき、また議論を深めるということにさせていただこうかなと思っています。どなたからでも結構ですが、曾田先生の報告あるいは今日の議論を踏まえて問題提起をしていただければと思います。

**笹川裕史：**

誰も発言されないので、しつこくてすみません。ちょっと大きな問題なんですけども、曾田先生の本の中心に臨時約法があって、民国期の政治的な混乱とか安定性の欠如という問題、これが臨時約法が中国の根本法としての要件に欠けている、そういう論点が提示されていて、それはとっても面白く読ませてもらったんですけども、ただそういう憲法が持っている問題性から、当時の中国の混乱や不安定性を全て導きだせるのかどうかということを少し議論してみたいなということなんです。確かにバランスを欠いた憲法であって欠陥がある。それがひとつのきっかけになって様々な混乱や紛争が噴出して来るんだというそのあたりのことは、ご本を読めばよくわかるんですけども、それじゃあもしもう少しまともな憲法があつて時制定されていれば、中華民国というのはもっと安定的な政治運営を行えたのか。そこにはやはり考慮すべき問題があると思うんですよ。要するに憲法とか法制度の問題と、大きく言えば当時の中国社会のありようの問題、そのあたりの論点が必要なのかなと思いました。ということで、今からでも議論していただければと思います。

**飯塚 靖：**

よろしいですか。笹川さんの今のご意見と共通するのですが、明治・大正期の日本と比較いたしまして、清末・民国初期の中国側の憲法観あるいはもっと広く法律観と言ってもいいかと思いますが、両者にはどういう違いがあるのが問題かと思えます。どうも私のイメージとしましては、中国側、ただ中国と言ってもきちんとした法律学者・憲法学者は別でしょうけども、一般の政治家レベルにおいては憲法や法律をより便宜的なものとして捉えていたのではないかという感じを受けます。言ってみれば、政治の道具として利用するということであり、あるいは場合によってはコロコロと切り替えることも可能であると、そういう側面が強かったのではないかということでもあります。他方で、当時の政治状況を決定的に左右したのは実際の実力ではないのか、それは財政力であり、あるいは民衆からの支持であり、さらには武力に代表される暴力面ですよ、そうした実力が当該時期の政治の大勢を決めるという面があったのではないかということでもあります。ただ、実力で全面的に対決しますとどちらもダメージが大きいですから、全面的な対立あるいはダメージを防ぐために、そうした臨時約法あるいは新約法などの自己の権力を正当化する法統ですよ、その法統を利用したのではないかと、私はそういうイメージを持っております。そのような訳で、日本と比較した場合の中国側の憲法観あるいは法律観について、曾田先生のお考えをぜひお聞きしたいと思います。

**小野寺史郎：**

やっぱり臨時約法の件なのですが、今言われたように実力の面もあるのですけれども、それと表裏一体になっているのが正当性、統治の正当性の問題です。要するに袁世凱が死んで黎元洪が大総統に就いたときに、彼が新約法に基づく大総統なのか、旧約法に基づく大総統なのかということで、とりあえず旧約法を復活させることにしておいて、新憲法を作ることになるのですけれども、結局その後何度も憲法草案を作ってはそれが正当性の根源になることはなく、臨時約法が繰り返し繰り返し言及されていく。そういうことの意味というのは、どう考えたらいいか。その後新憲法がうまく制定されなかった理由というのは、どういうふう考えたらいいか、曾田先生に何かお考えがありましたら教えていただけましたらと思います。

**丸田孝志：**

このあたりよくわかってないので、非常に的外れな質問かもしれませんが、先ほどから話題になっている、吉野から抽出した立憲国家に関する二つの道程、議会権力強化の道と行政権力強化の道という問題と、もう一つ話題になっている、袁世凱はなぜ帝制に踏み切ったのかという問題ですが、今までの話を伺っていると、袁世凱の帝制は結局逆戻りであるとか、復古的なイメージで、やはり憲政を踏みじめるイメージとして聞いていたのですが、一応立憲君主制に変更することですから、帝制でもやはり立憲だということで、行政権力の強化の一つの方法としての帝制というか、立憲君主制という道も中国にはありえたのではないかと、という疑問を持ちます。共和国になってしまったから無理なのかもしれませんが、そういう方向性の中で何らかの評価できるのかどうかということについて、先生方の意見をお伺いできたらと思います。

**水羽信男：**

笹川さんと飯塚さんからは、日本社会のありよう、笹川さんの最初のご挨拶にあった言い方は基層社会に即して考えたときに、憲法、憲政というものがどれほど中国社会に意味のあるものなのかということについて、問題提起していただきました。小野寺さんからは、臨時約法というのが、曾田先生の本によると根本法として欠陥があるのだけど、それが繰り返し重視されていく、そういう政治構造はなぜ生まれてくるんだろうか、というご指摘でした。また丸田先生の方からは、帝制というのはマイナスのイメージで語られるけれども、立憲君主制と理解すれば、これは吉野のいう「二つの道程」のうちの一つ、行政権を強化する形での憲政の道というふうに読み取れないか、というご主旨の質問だったと思います。

いま隣の金子先生から「日本史の方もせっかく来てくださっているので、日本史側からも発言を求めたら」と耳打ちしていただいたんですが、問題があまりたくさんになると拡散しかねないので、ひとまず以上の点に対して曾田先生からご返答をいただき、その後に日本史研究者の方から問題を提起していただければ、と思います。あるいは曾田先生の回答の前に、発言を希望される方がおられれば、どうですか小池さんあたりから何か？

**小池聖一：**

今の論点とは違うので、ちょっとまた後でと思います。

水羽信男：

では曾田先生の方から。

曾田三郎：

なかなか難しい問題ですよ。1 番目の笹川さんの議論などは、もう少し笹川さん自身の意見をお聞きした方がよいと思うので、時間的な余裕があれば、中国の社会の側から見たときに、なぜ中国政治は安定しないのかということをお聞かせ願えればと思います。

とりあえず私がいま答えられることで言います。かなり前の論文ですけれども、最近気がついて読んだ本のもので、西村成雄さんが書かれた論文（山本有造編『「満洲国」の研究』京都大学人文科学研究所、1993 年所収）です。日本政府の側から見たときに、中国政治がいつごろから混乱し始めたのか。満州事変後のリットン報告書への対応を決めていくときに出了る文書だと思えますが、袁世凱政権が崩壊した後だと書いているようです。そうすると、今のようなことを前提にすれば、少なくとも袁世凱政権までは統一と政治の安定へと向かう流れにあったと見なしていたという解釈が可能だと思うのです。日本の政府にはそういう考えがあった。

そうすると、これは後の質問と関係するかどうかわかりませんが、袁世凱自身の憲法観なのか、それとも誰か身近にいたブレーンたちの憲法観を取り入れたものなのかどうか、よくわかりませんが、旧約法を修正し新約法を作るにあたって、中華民国という国をつくり始める時点の憲法と、それから中華民国という国が成熟をする、国民が成熟していった段階での憲法というのは、これは違うものがあるのだというように彼は考えたわけですが、それは一方的な臨時約法を修正するための理屈だけに過ぎなかったかもしれませんが、一般的に考えて、そういう憲法制定の見通しというのはあってもおかしくないのではないのでしょうか。こういう考え方に基づく憲法制定がうまくいかなかったということ、先ほどの話と結びつけていけば、やはり政治上における混乱要因として基本法が与える影響は大きいものがあるのではないかと思います。とりあえず、このような仕事をしているものとして答えられることがあるとすれば、そういうことです。そうではなくて社会の側からの問題が大きいのだと、そのような議論があれば、ぜひ笹川さんの方から提示していただきたいと思います。

後のところは、むしろ金子さんの方で多分準備ができるのではないかと思います。飯塚さん小野寺さんの発言について、中華民国憲法をつくるという点では、私は臨時約法が効力をもっていた時期しかやっていませんけれども、やはり制憲作業というのは途絶えることなく続くわけですね。確かに、その繰り返しといえば繰り返しのだけれども、違う見方をすれば、やはり実力だけではだめで、実力を支える根拠がなければならぬということからそういう作業を続けていたのだと、このような解釈も可能ではないでしょうか。

丸田さんの最後の点は、確かに君主制であろうと共和制であろうと立憲国家の範囲にあることは間違いないのですが、ただ、これまで出た議論で、なぜ帝制、君主制を復活させるような動きが出てくるのか、この点について、私はまったく内容のある回答を備えているわけではありません。ただ日本とは比較にならない社会の多様性、多民族性といった事柄が、この時期においては、何かを議論する時に念頭に置かれていたような気がしています。今は、このようなレベルでしか

答えることができません。

**水羽信男：**

笹川さんからの発言の要求もあったんですが、ちょっと時間のこともあるので小池さんから。

**小池聖一：**

一般的な話からさせていただくと、辛亥革命 100 年記念事業を外から見て面白くなかったという感想を持っています。その面白くなかった理由に対する答えの一つが、今回の曾田先生の本のなかにあったと考えています。辛亥革命 100 年記念と比較して曾田先生の本が面白かった最大の理由は、同時代性の意味が指摘され、それが東アジアという地域レベルにまで広げることができるとの実証が行われていたことです。それからもう一つは、いわゆる「歴史認識」も可変的なものであり、認識論の変遷としてみた場合も、曾田先生の本が大変面白いものである理由だと思っています。

中華民国の成立を大正初期との関係で布川先生は整理されたのですが、日本近代史としては、それに加えると、明治天皇に代わり政治的能力のない大正天皇が即位することで権力中枢に空洞ができ、国民統合も中心点を失ってしまった。このため、国民統合について、いくつかのバリエーションが生まれたと言えます。例えば、録音盤・レコードというメディアを使って世論を喚起し、大衆動員をはかった大隈重信のような国民統合の方法も生まれます。大隈自身は、世論をうまく操縦する基盤に欠け、世論に乗せられて自滅してしまうような部分もあったと思いますが、結果的には明治憲法体制を再解釈する過程として寺内正毅内閣や、そして、政友会を基盤とする原敬内閣が登場します。特に、選挙によって選出されたことを背景に、政党内閣として原内閣が成立したことは重要です。とはいえ、原内閣も、二大政党制に基づく本格的な政党内閣制への移行にあたっては原と山県有朋との個人的な関係が背景にあるため過渡的な性格のものです。

このようななかで、日中を比較するときには私は、成立と成立しそれが定着してからのものとは違いがあると思っています。日本の明治憲法と中国における臨時約法のように成立過程の段階で多義的であり解釈の幅が広いものごとを、そう単純には比較してはいけないという気がします。

そのうえで、本書については、日本史側の立場から言えば、明治憲法体制の再解釈過程にあり、権力中枢の空白があったことが、日本の動向が中国に還流しえた背景にあると思います。第 2 に、分析方法についてなのですが、情報分析源としてのメディアなのですが、日露戦争を契機とする特派員制度と、情報と社説との乖離、学者とメディアとの意見の乖離ができています。また、中国における日本居留民の意見と、現地居留民新聞の登場等を前提としたメディア分析を前提とすれば、より多角的な分析が可能なのではと思いました。第 3 に、私は、大橋忠一日記を翻刻しているのですが、昭和 14 年の日記などは面白い内容です。昭和 14 年段階ですが、満州国設立に関与した大橋忠一のような人物は、汪兆銘政権に反対します。日本占領下の中国にあって、北部については呉佩孚を中心に据えて、汪兆銘を鼎立させたほうが、日本統治を円滑にするものと考えています。この点を曾田先生は、擲き上げていないのではないのか。曾田先生が対象とする知識人は、中国の統一を前提にした知識人という話であったと思います。その意味でも、曾田先生の研究は、まだまだ、先があるなど考えています。

その意味で、内田良平の件を通じて曾田先生がお話になられていたように、中華民国の成立は、国境と民族つまり中華民族というフィクションを作っていく過程と同時に、モンゴルの存在もあり、国境という概念ができる。満州事変後の日本は、少数民族を分立させていく、回族だとかウイグル族だとかを分立させることで中国を分裂させいくという統治方法をとりました。それが非常に悪い……、いいか悪いかは別として、日本がそういうやり方をしたということが、中華民国の成立過程を見る上では今後の課題となるのではないかと、南北間の対立を助長していく日本。このような視点からも内田良平やあるいは日本の知識人を再整理ができるのではないかと思いますし、曾田先生まだお若いですし、本書の続編を書いていただけないのではないかと、思いました。

水羽信男：

石田さんから何かありますか。

石田雅春：

2点ほどあります。あくまで感想ですが、一つ目は、メディアと政府、あるいは政策過程との関係をどう考えるのか、それについての曾田先生の説明を是とするのかそれとも否定するのかというのが個人的な関心です。政策過程の外側にそれを取り巻くように日本社会の言説空間があって大きな影響を与えていたというのが、おそらく曾田先生の描くこの時代の日本の言論空間だと思うのですが、それが果たして成立していたのか。もし成立しているとするならば、その後の日本社会を大きく規定する要素として捉え直す必要があるのでは、この指摘は重要だと思いました。カッコ付きの「大正デモクラシー」と表裏一体で、この時期に中国の介入を正当視する世論構造がすでに成立していた可能性について、今回の本を読んで考えさせられました。

ただ、私は専門が戦後史なので、もし自分が戦後を対象に世論の分析をしると言われたら戦後の場合は世論調査によって国民の浸透度を図って、その偏差で新聞報道の分析を行うので新聞報道の位置づけがはっきり分かります。ところが戦前はそれ（世論調査）がないのでどうしても著者の恣意性が拭えないという印象を受けます。その恣意性をどのように排してより客観的な世論として提示するのか、その方法論についてももう少し詰めて考える必要があると感じました。そうするとやはり新聞の発行部数や影響力、こういったことにも目配りをして、それぞれの資料的な価値を考えなければならぬと思いました。

個人的には、『読売』が中立で真つ当な意見を言っているという曾田先生のご指摘は興味深かったのですが、この時期の『読売新聞』は売れていない新聞です。昭和に入ると戦時報道で日本人のメンタリティにあったような報道をして部数を大幅に伸ばしますが、そういう点に着目して新聞記事の影響力を見る必要があるのではないかと、思いました。

二つ目は、細かい点になるのですが、日本史として考えなければいけないと思ったのは、元老、特に山県有朋の位置づけです。今回描かれた言説の中で（山県は）中国に対してどうすべきだとか浪速節的な意見とは一線を画して、冷徹に欧米情勢を含み込んで自分の意見を形成しているというのが伺えました。山県有朋のイメージも袁世凱に似て非常に悪いところがあるのですが、今回読んでいて彼（山県）の見識の確かさを感じたところです。以上です。

**水羽信男：**

僕の方からも一つ。千葉さんがいわれた憲政の視点を取り込んだ外交史という話をされていて、これはあの布川先生のお仕事との関係でいえば、イデオロギー・理念の重要性ということとも絡むんだと思うんですけども、外交というと、つついパワーバランスで駆け引き引きみたいなのところに議論が行きがちなんですけれども、もう少し政治制度の視点を取り込んだ外交史の可能性という点について、さらに説明をしていただきければと思うのですが。千葉先生いかがでしょうか？

**千葉 功：**

憲政なり政治制度という視点を外交史に入れることによって、国内内政史との連結というカリソクができ、外交史としての射程が広がる可能性があるという気がしたということです。

**小池聖一：**

少しわからないのですが、外交史研究は、今日、内外政の連関という観点で研究するのが常態化しています。外交史を交渉過程に特化して、国家を対象とするならば、国家としての正当性を認めるという国家承認の問題があります。この過程も、現代アメリカ外交における民主主義と同様に、当該期でいえば、立憲政治の有無という観点から内外政を連関させて分析することが可能であり、今日の外交史の役割としては、このようなところにもあるのではないかと、思っています。

**水羽信男：**

掘り下げていくべきことも多々ありますが、先ほどの石田さんのコメント、あるいは小池さんの一つ前のコメントに即して、曾田先生ほか皆さんから何かお答えがあれば。

**曾田三郎：**

すべてのことは無理ですけども、新聞の記事を丁寧に扱う必要があるというのは、確かにそうですね。社説として掲載されているものもあれば、例えば中国に行っている特派員あるいは駐在している人が寄稿しているもの、学者が書くもの、やはり、だれが書き手であるかということは、十分に考慮して利用していかなければならない。日本の新聞については当然やらなければいけないし、同じようなことは中国の新聞についても言えるのではないのでしょうか。我々は中国の新聞に対して、安易に記事を引用して叙述をする傾向があるのではないのでしょうか。その点はやはり中国の新聞についても、同じように慎重にしていかなければならない。千葉さんが指摘されたんですけども、情報源はどこにあるのか。中国の新聞に書いてあるのだけれども、実は内容はアメリカの新聞のものであったり、日本の新聞のものであったりという可能性がないわけではないのですね。同じような作業が中国の新聞についても、これからは必要ではないかという気がします。

**笹川裕史：**

さっき曾田先生に投げ返された問題なんですけれども、全く答えずに済ませるのは不義理かなとも思いますので手短かに発言させてください。いま頭に浮かぶ範囲内の話ですけども、やはり同時代にあっても日本と中国は同列に扱えないですね。まずはサイズが全然違うし、先ほどから



の議論にできませんでしたけれども国民的な成熟度というのかな、それは義務教育だって中国の場合は日中戦争直前に始まるわけです。メディアの問題にしたってやっぱり日本と中国ではメディアの密度や普及度も全然違うわけですね。そういう社会の中で憲法の位置というのは、日本みたいなある程度国民的な一体感がある中でつくられる憲法の重みというのとやっぱり違うんだろうと思います。なんていうか、僕は決して憲法なんて飾りであって実力が全てだというような議論をするつもりはないし、そういう議論は間違っているとは思っているのだけれども、しかしそれぞれの国家や社会における憲法の重みの違いみたいなことを踏まえないで、単なる法学者のような形で歴史学者が議論してはまずいんじゃないかと思っています。別に曾田先生がそうだとは言っていないし、それを踏まえた上でも臨時約法の分析は面白かったんですけども。ただ僕が先ほどのような挑発的な発言をした背後には、以上のような問題意識があるということです。

**水羽信男：**

ちょうど時間になりました。お顔を見ていると発言を希望されている方もおられるようなのですが、あとは懇親会のほうで引き続き議論ということにさせていただきます。最後に3人のコメントーターに拍手でお礼をと思います。ありがとうございました。